



児童養護施設退所者等に対する

# 自立支援資金貸付事業の ご案内



家賃や生活費、資格取得のための資金が借りられます！

一定の条件を満たした場合

貸付金の**全額**が返還免除になります。

(詳しくは裏面へ)

## ✓ 貸付事業の目的

この事業は、進学や就職により児童養護施設等を退所した方等が、安定した生活基盤を築けるよう、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行い円滑な自立を支援することを目的としています。  
また、児童養護施設等に入所中の方等に、就職に必要な資格を取得するための費用の貸付を行い、円滑な自立を支援することを目的としています。



## ✓ 貸付の対象者

1. 生活支援費……進学した方のみ対象
2. 家賃支援費……進学した方、就職した方が対象
3. 資格取得支援費…資格取得希望者が対象



## 1. 生活支援費



### ● 貸付対象者

進学を理由に児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれず、大学、高等専門学校、専修学校等に在学する方（以下「進学者」）

### ● 期間 / 貸付金額

大学等に在学する期間 / 月額 **5万円**  
（正規の修学期間）

## 3. 資格取得支援費

車の免許  
など

### ● 貸付対象者

児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の方、及び児童養護施設等を退所又は里親等の委託解除後4年以内で大学等に在学する方のうち、就職に必要な資格の取得を希望する方（以下「資格取得希望者」）

### ● 期間 / 貸付金額

資格取得に要する費用の実費とし、  
**25万円**を限度とする。

## 2. 家賃支援費



### ● 貸付対象者

進学者のほか、就職を理由に児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれず、就職している方（以下「就職者」）

### ● 期間 / 貸付金額

#### 進学者

大学等に在学する期間（正規の修学期間）  
1月あたり**家賃相当額**（管理費・共益費含む）

#### 就職者

退所又は委託解除後から2年間を限度に  
就労している間

1月あたり**家賃相当額**（管理費・共益費含む）

※居住地域の生活保護制度上の住宅扶助額の単身世帯額を限度とする。

## 貸付利子

### 無利子

（ただし、期限までに返還されない場合は延滞利子が付きます。）

## 貸付申込

児童養護施設等又は里親等から各児童相談所長を経由して、貸付申請書類一式を大分県社会福祉協議会に提出してください。（連帯保証人が原則1名必要となります。ただし、連帯保証人がいない場合も申請を受付けることができます。）

## 返還免除となる条件

### 進学者

大学等を卒業した日から1年以内に就職し、**5年間**引き続き就業を継続したとき。

### 就職者

就職した日から**5年間**引き続き就業を継続したとき。

### 資格取得希望者

① 就職した日から**2年間**引き続き就業を継続したとき。

② 大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付を受けた場合は、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間引き続き就業を継続したとき。

## お問い合わせ先

〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号  
大分県社会福祉協議会 福祉資金部「自立支援資金」担当係  
TEL 097-515-7771 FAX 097-515-7772

